人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一五―一三

人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宿日直手当の額） **第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。 一　前条第一号の勤務については、四千四百円 二　前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千三百円 三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ(1)、ホ(1)、ト(1)を除く。）、チ、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千百円（人事院の定めるものにあつては、七千四百円） 四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号ト(1)に掲げる勤務については、二万千円 2　（略） 3　前条第三号の勤務についての宿日直手当の額は、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額二万二千円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一万千円とする。 4　（略）	（宿日直手当の額） **第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。 一　前条第一号の勤務については、四千二百円 二　前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千百円 三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ(1)、ホ(1)、ト(1)を除く。）、チ、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、五千九百円（人事院の定めるものにあつては、七千二百円） 四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号ト(1)に掲げる勤務については、二万円 2　（略） 3　前条第三号の勤務についての宿日直手当の額は、月の一日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の二分の一を超える場合にあつては月額二万千円とし、その期間において勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合にあつては月額一万五百円とする。 4　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一五の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一五八

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。